

# 平成 26 年度 内閣府税制改正要望結果

平成 25 年 12 月 24 日

内 閣 府

## 【「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域活性化事業等の推進】

要望項目	平成 26 年度税制改正の大綱の記載内容
<b>●地域経済活性化支援機構に係る特例措置の拡充〔拡充〕</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 企業再生税制について、次の措置を講ずる。<ul style="list-style-type: none"><li>① 株式会社地域経済活性化支援機構がその準則に従って策定した債務処理に関する計画に従って債権者間の調整等のみを行い、2以上の金融機関等により債務免除が行われた場合についても企業再生税制の適用対象とする。</li><li>② 中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例について、特定投資事業有限責任組合の組合財産となる債権の債務者についての債務処理に関する計画を策定する場合に従うべき準則の範囲に株式会社地域経済活性化支援機構の準則を加える。</li></ul></li><li>・ 株式会社地域経済活性化支援機構法の改正を前提に、株式会社地域経済活性化支援機構が金融機関等からの債権の買取りにより取得する不動産に関する権利等の移転登記等に対する登録免許税の免税措置について、適用対象に株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援対象事業者に対する資金の貸付けに伴い金融機関等から取得する不動産に関する権利等の移転登記等を加える。</li></ul>
<b>●地域経済活性化支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の延長〔延長〕</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 株式会社地域経済活性化支援機構に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例措置の適用期限を5年延長する。</li></ul>

●個人事業者に係る事業再生税制の創設  
〔新設〕

・個人が、その有する債務について免除を受けたことにより生じる経済的な利益について、次の措置を講ずる。

① 事業を営む個人が、その有する債務につき、債務処理に関する計画で一般に公表された債務処理を行うための手続に関する準則に基づき作成されていることその他の要件を満たすものに基づき免除を受けた場合において、当該準則に定められた方法により減価償却資産及び繰延資産等の評価を行っていきるときは、これらの資産の評価損の額に相当する金額は、その免除を受けた日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する特例を創設する。ただし、当該必要経費に算入する金額は、この特例を適用しないで計算したその年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額を限度とする。

② 個人が、その有する債務につき、破産法の規定による免責許可の決定、再生計画認可の決定その他資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる事由により免除を受けた場合には、当該免除により受ける経済的な利益の額については、各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。ただし、当該経済的な利益の額のうち、次に掲げる金額に相当する部分については、この限りでない。

イ 当該免除を受けた年において、当該経済的な利益の額がないものとして当該債務を生じた業務に係る各種所得の金額を計算した場合に当該各種所得の金額の計算上生じる損失の金額

ロ 当該免除を受けた年において、当該経済的な利益の額を当該債務を生じた業務に係る各種所得の金額の計算上総収入金額に算入して計算した場合に、その生じる各種所得の金額から純損失の繰越控除により控除すべきこととなる金額

## 【民間資金等活用事業（PFI）の推進】

要望項目	平成 26 年度税制改正の大綱の記載内容
<p>● 関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権対価の益金認識についての特例措置の創設〔新設〕</p>	<p>・ 関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権対価について、延払基準の方法により益金算入することができる措置を講ずる。</p>
<p>● 関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権の設定登録についての特例措置の創設〔新設〕</p>	<p>・ 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に規定する空港運営権者が、平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に受ける関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権の設定登録に対する登録免許税の税率を、1,000 分の 0.5（本則 1,000 分の 1）に軽減する措置を講ずる。</p>

## 【地域活性化の推進】

要望項目	平成 26 年度税制改正の大綱の記載内容
<p>● 国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除及び所得控除の拡充及び延長〔拡充・延長〕</p>	<p>・ 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度の適用期限を 2 年延長する。</p> <p>・ 法人税額から控除される特別控除額の特例について、当期の法人税額から控除できる税額控除可能額の合計額を当期の法人税額の 90%に引き下げる（所得税についても同様とする。）。</p> <p>・ 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例の適用期限を 2 年延長する。</p>
<p>● 地域活性化総合特区における出資に係る所得控除の延長〔延長〕</p>	<p>・ 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例について、対象となる総合特別区域法の指定会社に係る同法の規定に基づく指定期限を 2 年延長する。</p>
<p>● 地域活性化総合特区における外国人旅行者向け消費税</p>	<p>・ 外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）について、次の見直しを行う。</p> <p>① 次の方法で販売することを前提に、免税販売の対象物品に消</p>

<p><b>免税制度の創設〔新設〕</b></p>	<p>耗品（その旅行者に対して、同一店舗で1日に販売する50万円までの消耗品に限る。）を追加する。</p> <p>イ その旅行者に対して、同一店舗で1日に販売する消耗品の額が5千円超であること</p> <p>ロ 国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して定める方法により包装すること</p> <p>ハ 購入後30日以内に輸出することを、免税購入する旅行者が誓約すること</p> <p>② その旅行者に対して、同一店舗で1日に販売する見直し前の免税対象物品（消耗品以外の物品）の額が100万円を超える場合には、輸出物品販売場を運営する事業者が保存しなければならない書類に、その旅行者の旅券等の写しを追加する。</p> <p>③ 購入記録票等の様式の弾力化及び手続きの簡素化を行う。</p> <p>④ その他所要の措置を講ずる。</p> <p>（注）上記の改正は、平成26年10月1日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用する。</p>
<p><b>●特定地域再生事業を行う株式会社に対する課税の特例〔延長〕</b></p>	<p>・特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等について、対象となる地域再生法の認定地域再生計画に記載された事業を行う株式会社に係る同法の規定に基づく確認期限を2年延長する。</p>

**【防災対策の推進】**

<p>要望項目</p>	<p>平成26年度税制改正の大綱の記載内容</p>
<p><b>●地震防災対策用資産に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長〔拡充・延長〕</b></p>	<p>・地震防災対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、東南海・南海地震防災対策推進地域に代えて南海トラフ地震防災対策推進地域を対象地域とした上、その適用期限を3年延長する。</p>

<p>●浸水防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の創設〔新設〕</p>	<p>・浸水想定区域内の一定の地下街等の所有者又は管理者が、水防法に規定する浸水防止計画に基づき、浸水の防止を図るために取得する一定の償却資産に係る固定資産税について、課税標準を最初の5年間価格に次の割合を乗じて得た額とする措置を平成26年4月1日から3年間に限り講ずる。</p> <p>(1) 大臣配分資産又は知事配分資産 3分の2</p> <p>(2) その他の資産 3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合</p>
<p>●既存建築物（非住宅）の改修投資促進のための特例措置の創設〔新設〕</p> <p>・既存建築物の耐震改修投資の促進のための税制措置の創設</p>	<p>・青色申告書を提出する法人で、その有する耐震改修対象建築物につき平成27年3月31日までに建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定による耐震診断結果の報告を行ったもの（その報告に関する命令又は必要な耐震改修に関する指示を受けたものを除く。）が、平成26年4月1日からその報告を行った日以後5年を経過する日までの間に、その耐震改修対象建築物の部分について行う耐震改修により取得し、又は建設したその耐震改修対象建築物の部分について、その取得価額の25%の特別償却ができることとする（所得税についても同様とする。）。</p> <p>(注1)耐震改修対象建築物とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律の既存耐震不適格建築物のうち耐震診断結果の報告が同法の規定により義務付けられるもの（同法の要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物）をいう。</p> <p>(注2)耐震改修とは、地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替であって、その耐震改修対象建築物に係る耐震基準に適合することとなるものとして次の者による証明がなされたものをいう。</p> <p>①地方公共団体の長</p>

<p>・耐震改修を行った既存家屋に係る固定資産税の減額措置の創設</p>	<p>②指定確認検査機関 ③建築士</p> <p>・耐震改修を行った既存家屋(住宅を除く。以下同じ。)に係る固定資産税について、次のとおり税額を減額する措置を講ずる。</p> <p>(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴い耐震診断を義務付けられ、その結果が所管行政庁に報告された家屋(その報告に関する命令又は必要な耐震改修に関する指示の対象となったものを除く。)について、政府の補助を受けて、平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に建築基準法に基づく現行の耐震基準(昭和 56 年 6 月 1 日施行)に適合させるよう改修工事を行った場合において、その旨を市町村に申告したものに限り、改修工事が完了した年の翌年度から 2 年度分の当該家屋に係る固定資産税について、当該家屋に係る固定資産税額の 2 分の 1 に相当する金額(当該 2 分の 1 に相当する金額が当該補助対象改修工事に係る工事費の 2.5%に相当する金額を超える場合は、当該 2.5%に相当する金額)を減額する。</p> <p>(2) 減額を受けようとする対象家屋の所有者は、上記耐震基準に適合した工事であること等につき、地方公共団体、建築士又は指定確認検査機関が発行した証明書を添付して、改修後 3 月以内に市町村に申告しなければならないこととする。</p>
<p>●防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の延長〔延長〕</p>	<p>・特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、次の見直しを行った上、長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換え以外の措置の適用期限を 3 年延長する(所得税についても同様とする。)</p> <p>① 防災再開発促進地区内にある土地等の買換えについて、所要の経過措置を講じた上、対象区域を地震時等において著しく危険な密集市街地に限定する。</p>
<p>●港湾の民有護岸等(特定技術基準対象施設)の耐震化の推進のための特例</p>	<p>・青色申告書を提出する法人で、その有する港湾法の特定技術基準対象施設のうち護岸、岸壁及び栈橋で同法の港湾隣接地域内にあるもの(以下「民有護岸等」という。)につき平成 27 年 3 月 31 日までに同法の規定による民有護岸等の維持管理状況に</p>

措置の創設〔新設〕	<p>関する報告を行ったもの（その民有護岸等について必要な措置をとるべきことの勧告を受けたものを除く。）が、港湾法の一部を改正する法律のその報告に関する改正規定の施行の日からその報告を行った日以後3年を経過する日までの間に、その民有護岸等の部分について行う現行技術基準に適合するための耐震工事により取得等をしたその民有護岸等の部分について、その取得価額の20%の特別償却ができることとする。</p>
-----------	---

### 【沖縄振興の推進】

要望項目	平成26年度税制改正の大綱の記載内容
<p>●国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の拡充〔拡充〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際物流拠点産業集積地域における認定法人の所得控除制度について、次の見直しを行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 常時使用する従業員の数の要件を15人以上（現行20人以上）に引き下げる。</li> <li>② 対象となる特定国際物流拠点事業に航空機整備業を加える。</li> </ul> </li>   <li>・国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度について、次の見直しを行う（特別償却制度は、所得税についても同様とする。）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 対象資産における一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円超であることとする要件（現行要件）に、その減価償却資産のうち機械装置の取得価額の合計額が100万円超であることとする要件を加えた上、現行要件との選択とする。</li> <li>② 対象となる国際物流拠点産業に航空機整備業を加える。 （注）地域の指定及び事業者の認定に係る権限を沖縄県知事へ移譲する。</li> </ul> </li>   <li>・国際物流拠点産業集積地域における一定の産業の事業の用に供する施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例</li> </ul>

<p>●情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例の拡充〔拡充〕</p>	<p>措置について、対象となる事業に航空機整備業を加える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除制度について、次の見直しを行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 常時使用する従業員の数の要件を5人以上（現行10人以上）に引き下げる。</li> <li>② 対象となる特定情報通信事業に情報通信機器の相互接続検証事業を加える。</li> </ul> </li> <li>・情報通信産業振興地域において電気通信業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度について、対象資産における一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円超であることとする要件（現行要件）に、その減価償却資産のうち機械装置及び器具備品の取得価額の合計額が100万円超であることとする要件を加えた上、現行要件との選択とする。</li> </ul> <p>（注）地区・地域の指定及び事業者の認定に係る権限を沖縄県知事へ移譲する。</p>
<p>●金融業務特別地区における課税の特例の拡充〔拡充〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融業務特別地区制度を発展的に解消し、産業集積経済金融活性化特別地区（仮称）制度を創設することに伴い、次の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①産業集積経済金融活性化特別地区における認定法人の所得控除制度の創設 <p>金融業務特別地区における認定法人の所得控除制度を改組し、青色申告書を提出する内国法人で、産業集積経済金融活性化特別地区の区域内において、同地区の指定の日以後に設立され、かつ、本店又は主たる事務所を有するものであって、産業集積経済金融活性化促進計画（仮称）に記載された特定産業（仮称）を行う法人として平成26年4月1日又はその指定の日のいずれか遅い日から平成29年3月31日までの間に沖縄県知事の認定を受けたもの（認定法人）が、一定の要件を満たす場合には、その設立の日から10年を経過する日までの間に終了する各事業年度において、所得金額の40%に特区内従業員数割合を乗じた金額の所得控除ができる制度とする。</p> </li> </ul> </li> </ul>



(注1) 特定地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却若しくは法人税額の特別控除制度又は沖縄の認定法人の所得控除制度との選択適用とする。

(注2) 一定の要件とは、次のイからハまでのいずれにも該当することをいう。

イ 主として特定産業に該当する事業を営む法人であって、産業集積経済金融活性化特別地区の区域内において特定産業を主として営んでいること。

ロ 産業集積経済金融活性化特別地区で常時使用する地元の従業員の数が5人以上であること。

ハ 認定法人の営む事業が公序良俗に反しておらず、かつ、風俗営業に該当しないこと。

(注3) 特区内従業員数割合とは、認定法人の常時使用する従業員の数のうちに認定法人の産業集積経済金融活性化特別地区の区域内の事業所において常時使用する従業員の数の占める割合をいう。

## ②産業集積経済金融活性化特別地区において特定産業用設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度の創設

金融業務特別地区において金融業務に係る事業用設備等を取得した場合の法人税額の特別控除制度を改組し、青色申告書を提出する法人が、平成26年4月1日又は産業集積経済金融活性化特別地区の指定の日のいずれか遅い日から平成29年3月31日までの間に、同地区の区域内において、一定の機械装置、器具備品並びに建物及びその附属設備の取得等をして、産業集積経済金融活性化促進計画に記載された特定産業の用に供した場合には、その取得価額の50%（建物及びその附属設備については、25%）の特別償却とその取得価額の15%（建物及びその附属設備については、8%）の税額控除との選択適用ができる制度とする。ただし、税額控除における控除税額は当期の法人税額の20%を上限とし、控除限度超過額は4年間

の繰越しができる（特別償却制度は、所得税についても同様とする。）。

（注１）上記①の制度、特定地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却若しくは法人税額の特別控除制度又は沖縄の認定法人の所得控除制度との選択適用とする。

（注２）対象となる機械装置、器具備品並びに建物及びその附属設備は、一の生産等設備を構成するこれらの減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるもの又はその減価償却資産のうち機械装置及び器具備品の取得価額の合計額が 100 万円を超えるものとする。

・エンジェル税制（①特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例、②特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等及び③特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等）の適用対象となる株式会社の範囲に、産業集積経済金融活性化特別地区（仮称）の区域内において、同地区の指定の日以後に設立され、かつ、本店又は主たる事務所を有する会社であって、産業集積経済金融活性化促進計画（仮称）に記載された特定産業（仮称）を行う会社として平成 26 年 4 月 1 日又はその指定の日のいずれか遅い日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に沖縄県知事の認定を受けたもののうち、次に掲げる要件を満たす会社を加える。

①主として特定産業に該当する事業を営む会社であって、産業集積経済金融活性化特別地区の区域内において特定産業を主として営んでいること。

②産業集積経済金融活性化特別地区で常時使用する地元の従業員の数が 5 人以上であること。

③設立後 10 年未満の中小企業者であること。

④金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社でないこと。

	<p>⑤発行済株式の総数の2分の1を超える数の株式が一の大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属している会社又は発行済株式の総数の3分の2以上が大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属している会社でないこと。</p> <p>⑥払込みにより当該会社の株式の取得をする者と投資契約(当該投資契約に係る払込金を、産業集積経済金融活性化特別地区において実施する産業集積経済金融活性化促進計画に記載された特定産業の用に供する旨の記載があるものに限る。)を締結する会社であること。</p> <p>⑦その会社の営む事業が公序良俗に反しておらず、かつ、風俗営業に該当しないこと。</p>
<p>●産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の拡充 〔拡充〕</p>	<p>・産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度について、次の見直しを行う(特別償却制度は、所得税についても同様とする。)</p> <p>①対象資産における一の生産等設備を構成する減価償却資産のうち機械装置及び器具備品の取得価額の合計額の下限要件を100万円超(現行500万円超)に引き下げる。</p> <p>②一定の対象事業に係る対象資産に開発研究用器具備品を加える。</p> <p>(注)一定の対象事業は、製造業、自然科学研究所及び研究開発支援検査分析業等とする。</p> <p>・産業高度化・事業革新促進地域における一定の産業の事業の用に供する施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置について、当該施設に設置される機械装置及び器具備品の取得価額要件に関し、機械装置及び器具備品の範囲に開発研究用器具備品を加える。</p> <p>(注)開発研究用器具備品を加える措置の対象となる事業は、製造業、自然科学研究所及び研究開発支援検査分析業等とする。</p>

<p>●観光地形成促進地域における課税の特例の拡充〔拡充〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光地形成促進地域において特定民間観光関連施設を取得した場合の法人税額の特例控除制度について、次の見直しを行う。</li> <li>①一の設備の取得価額の合計額の下限要件を1,000万円超（現行5,000万円超）に引き下げる。</li> <li>②特定民間観光関連施設のうちに対象資産を構成する部分が、建物及びその附属設備にあつては共用部分以外の床面積の合計の2分の1以上であることとし、構築物にあつては取得価額の合計額の2分の1以上であることとする要件を廃止する。</li> <li>③特定民間観光関連施設のうち、休養施設（温泉保養施設及び国際健康管理・増進施設に限る。）及び集会施設について、一定の要件の下、対象資産に宿泊の用に供する施設を備えたもの及び宿泊の用に供する施設に附属するものを加える。</li> </ul>
<p>●沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置〔拡充・延長〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置について、適用対象に沖縄県の区域内の各地間を航行する航空機を加えた上、その適用期限を3年延長する。</li> </ul>

**【子ども・子育て支援の推進】**

要望項目	平成26年度税制改正の大綱の記載内容
<p>●子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置〔新設〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等について、次の措置を講ずる。</li> <li>①子ども・子育て支援法等の施行に伴い、収用対象事業用地の買取りに係る簡易証明制度の対象に、地方公共団体等の設置に係る幼保連携型認定こども園を加える等の措置を講ずる。</li> <li>・子ども・子育て支援法等の施行に伴い、次の措置を講ずる。</li> <li>①幼保連携型認定こども園を設置する学校法人又は社会福祉法人に対する寄附金について、幼稚園又は保育所に対する寄</li> </ul>

附金と同様に、指定寄附金及び特定公益増進法人に対する寄附金の対象とする。

②幼保連携型認定こども園における教育又は保育に対する助成を目的とする特定公益信託について、認定特定公益信託となる認定の対象とする。

- ・ 認定こども園の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、非課税とする措置を講ずる。
- ・ 認定こども園の用に供する不動産に係る不動産取得税について、非課税とする措置を講ずる。
- ・ 認定こども園の用に供する施設に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。
- ・ 子ども・子育て支援法等の施行に伴い、次の措置を講ずる。
  - ①幼保連携型認定こども園の設置を主たる目的とする学校法人又は社会福祉法人に対する寄附を、相続財産を贈与した場合の相続税の非課税制度の対象とする。
  - ②幼保連携型認定こども園における教育又は保育に対する助成を目的とする認定特定公益信託を、相続財産を拠出した場合の相続税の非課税制度の対象とする。
  - ③相続税又は贈与税が課されない公益事業を行う者の範囲に、認定こども園を設置し、運営する事業を加える。
  - ④学校法人、公益社団法人及び公益財団法人、社会福祉法人並びに宗教法人が認定こども園の用に供するために取得する不動産に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税を非課税とする措置を講ずる。
  - ⑤その他所要の措置を講ずる。
- ・ 幼稚園等において使用する教育用物品に対する関税の免税措置の対象に、幼保連携型認定こども園において使用する教育用

	<p>物品を加える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園、保育所等において使用する給食用脱脂粉乳に対する関税の減税措置の対象に、幼保連携型認定こども園において使用する給食用脱脂粉乳を加える。</li> </ul>
<p>●子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置〔新設〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、非課税とする措置を講ずる。</li> <li>・認定こども園の用に供する不動産に係る不動産取得税について、非課税とする措置を講ずる。</li> <li>・認定こども園の用に供する施設に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。</li> <li>・子ども・子育て支援法等の施行に伴い、次の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①相続税又は贈与税が課されない公益事業を行う者の範囲に、認定こども園を設置し、運営する事業を行う者を加える。</li> <li>②学校法人、公益社団法人及び公益財団法人、社会福祉法人並びに宗教法人が認定こども園の用に供するために取得する不動産に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税を非課税とする措置を講ずる。</li> <li>③その他所要の措置を講ずる。</li> </ul> </li> </ul>
<p>●子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村認可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置〔新設〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等について、次の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①子ども・子育て支援法等の施行に伴い、収用対象事業用地の買取りに係る簡易証明制度の対象に、地方公共団体等の設置に係る一定規模以上の小規模保育事業の用に供する施設を加える等の措置を講ずる。</li> </ul> </li> <li>・小規模保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、非課税とする措置を講ずる。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模保育事業の用に供する不動産に係る不動産取得税について、非課税措置とする措置を講ずる。</li> <li>・小規模保育事業の用に供する施設に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。</li> <li>・子ども・子育て支援法等の施行に伴い、次の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①相続税又は贈与税が課されない公益事業を行う者の範囲に、小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業を行う者を加える。</li> <li>②学校法人、公益社団法人及び公益財団法人、社会福祉法人並びに宗教法人が小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業の用に供するために取得する不動産に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税を非課税とする措置を講ずる。</li> <li>③その他所要の措置を講ずる。</li> </ul> </li> <li>・幼稚園、保育所等において使用する給食用脱脂粉乳に対する関税の減税措置の対象に、小規模保育事業等において使用する給食用脱脂粉乳を加える。</li> </ul>
<p><b>●子ども・子育て支援新制度の施行に伴う病児・病後児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業に対する税制上の所要の措置〔新設〕</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、対象に病児保育事業及び子育て援助活動支援事業の用に供する固定資産を加える。</li> <li>・社会福祉事業の用に供する不動産に係る不動産取得税の非課税措置について、対象に病児保育事業及び子育て援助活動支援事業の用に供する不動産を加える。</li> <li>・社会福祉事業の用に供する施設に係る事業所税の非課税措置について、対象に病児保育事業及び子育て援助活動支援事業の用に供する施設を加える。</li> </ul>

<p>●子ども・子育て支援新制度において給付の対象となる施設・事業者を利用した場合の保育料等の非課税措置〔新設〕</p>	<p>・子ども・子育て支援法の施行に伴い、消費税が非課税とされる社会福祉事業等の範囲に、同法に基づく施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給に係る事業として行われる資産の譲渡等を加える。</p>
--	--